

役場の電話番号は56-3000、富貴支所の電話番号は53-2301です。



〔庄野光昭金剛峯寺宗務総長と近藤大玄ロータリークラブ会長より町長・団長に手渡されました〕

～火災警報器を全戸に配布できるようになりました！～

日頃は、消防団活動に対し御協力をいただきましてありがとうございます。

さて、消防法の改正により全国一律すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

これに基づき、高野町火災予防条例では、住宅を新築する場合は平成18年6月1日からすでに設置の義務化、既存の住宅も平成23年5月31日までに寝室及び階段の吹き抜け等に設置しなければならないことから、当消防団では、火災による死傷防止対策の一環として、地域のみなさまに設置のお奨めとお手伝いをさせていただくことになりました。

このたび、**総本山金剛峯寺様と高野山ロータリークラブ様**のご理解により御援助を賜りまして、高野町環境維持基金条例第二条の寄附行為に基づき「命を守る安心安全な町づくり」に多額のご寄附をいただき、おかげさまで高野町全戸に**1個ずつは無料で配布**、取付けが出来ることになりました。

つきましては、町内の消防団員が取付けのために各戸を訪問させていただきます。

その際に、もし追加のご注文があればお申し込み下さい。

消防団の大量購入により市価よりも安価の1個4,000円でご購入出来ますので、是非この機会にみなさまの家庭の防火対策が万全の状態に近づけるようお奨めしたいと思います。

取り付けは簡単で、ビス2本を揉み込むだけのものです。電池の寿命は約10年持ちます。

寺院を始め、後世に残すべき大切な文化財を多数有する世界遺産高野山の防災の見地からも極めて重要なことです。

地域の防災の要として、そのコミュニティの中核をなす消防団がこのような活動することは、一人住まいのお年寄り家庭にも必ず効果があると確信しています。町民のみなさまのご理解とご協力を得て、ぜひこの活動を展開して行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【問い合わせ】高野町消防本部・消防団56-3820

～今月の主な内容～

P2 ごみ通信 5
P3 狂犬病注射の実施 等
P4 臨時職員の募集

P5 消防署からのお知らせ
" 景観づくり審議委員の募集
P6 高野山病院の診療日程

P7 相談/試験 等
P8～ 大人・子どもの健康づくり
P10 サークル/高野山学 等